

鹿 児 島 県 公 報

令和8年8月28日（金）第749号の2



鹿児島県

発 行 鹿 児 島 県

〒890-8577 鹿児島市鴨池新町10番1号

編 集 総 務 部 学 事 法 制 課

定例発行日（毎週火、金）

目 次

(※については例規集掲載事項)
ページ

告 示

○県税の申告等期限の延長

(税務課取扱い) 1

告 示

鹿児島県告示第490号

鹿児島県税条例（昭和38年鹿児島県条例第23号。以下「条例」という。）第14条第2項の規定により、地方税法（昭和25年法律第226号）又は条例に定める申告、申請、請求、届出その他書類の提出（審査請求に関するものを除く。）又は納付若しくは納入に関する期限（以下「申告等期限」という。）のうち、令和8年7月28日以降に到来する申告等期限で、1に掲げる地域に住所又は主たる事務所若しくは事業所を有する者に係るもの（2に掲げる税目に係るものを除く。）については、別に告示で定める期日まで延長する。

なお、個人の県民税の申告等期限については、同税に併せて課される個人の市町村民税の申告等期限の処置の例による。

令和8年8月28日

鹿児島県知事 塩田康一

1 指定地域

都道府県名	指 定 地 域
熊本県	八代市、宇土市、宇城市、八代郡氷川町

2 税目

自動車税（賦課期日後に納税義務が発生したものに係るものに限る。）及び狩猟税